

# 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第38条に基づいて、当事業があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 第1 事業者

事業者名称	株式会社 伸光
主たる事務所の所在地	岐阜県各務原市那加信長町2丁目52番地
法人種別	株式会社
代表者氏名	代表取締役 星山 泰伸
電話番号	058-322-9941

## 第2 ご利用事業

事業の種類	小規模保育事業A型
事業所の名称	ポプラうぬま保育園
事業所の所在地	岐阜県各務原市鵜沼西町3丁目102番地1
管理者氏名	江後 里華
連絡先	電話 058-216-7330 FAX 058-216-7331

## 第3 事業の目的・運営方針

当施設は、保育を必要とする乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）を日々受け入れ、小規模保育事業を行うことを目的とする。

2 当施設は、保育の提供に当たっては、入所する利用乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

4 当施設は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

5 当施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及びその他関係法令を遵守して運営する。

## 第4 施設・設備等の概要

### (1) 施設

敷地	敷地全体	925.71㎡	
	屋外遊戯場	敷地内	55.20㎡
施設	構造	鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建	
	延べ面積	177.06㎡	

### (2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室	1室	10.965㎡
ほふく室	1室	35.150㎡
保育室	1室	18.528㎡
遊戯室	0室	
便所		(幼児用部分) 11.020㎡
調理設備		10.120㎡

## 第5 利用定員

認定区分		利用定員
3号認定子ども	満1歳以上	16人
	満1歳未満	3人

## 第6 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連携施設の種類	幼稚園
連携施設の名称	合歓の木幼稚園
連携の内容	保育に関する相談・助言、代替保育に関する支援、卒園後の受皿に関する支援
その他	※保育園ではないのでご注意ください。 平日の延長保育はありますが、土曜日は閉園しています。

## 第7 職員の配置状況

当事業所では、「各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年各務原市条例第 29 号）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
管理者	1	1	—	
保育士	9	3	6	
保育従事者	3	0	3	
調理員	2	0	2	

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。（令和8年4月時点）

## 第8 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
管理者	早番 7:30 ~ 16:30 遅番 10:00 ~ 19:00 *ローテーションにより、管理者の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
保育士	早番 7:30 ~ 16:30 遅番 10:00 ~ 19:00 *ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
調理員	8:30 ~ 15:00	

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 第9 保育を提供する日、時間

開所曜日		月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土
開所時間 (延長保育)	平日	7:30 ~ 19:00
	土曜日	7:30 ~ 19:00
	日曜日・祝日	休園日
	コア時間	8:30 ~ 16:30

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

## 第10 提供する保育の内容

当施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令を遵守し、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、次に掲げる便宜の提供を行う。

- (1) 保育の提供（第7条各号の時間において保育を提供すること）
- (2) 延長保育
- (3) 食事の提供
- (4) その他保育に係る行事等

平 日		土 曜 日	
時間	活 動	時間	活 動
7:30	通園、視診・検温（怪我がないか確認） 自由遊び、お片付け 排泄、おむつ替え	7:30	平日と同じ 降園
9:30	朝のおやつ（前後に手洗い）・ミルク	～	
9:50	朝の挨拶（出欠確認、手遊び、歌） 設定保育	15:30	
10:00	0歳児 外気浴、遊び（睡眠する子も有り） 1・2歳児 体操を全員で踊ってから活動に入る ・散歩 ・お絵かき ・粘土遊び等 お片付け	18:30	
11:00	排泄、おむつ替え		
11:30	お昼ご飯（前後に手洗い）		
12:00	お昼寝		
14:30	起床、検温、排泄、おむつ替え、絵本		
15:00	おやつ（前後に手洗い）・ミルク		
15:30	お帰りの挨拶（手遊び、歌） 保護所の方のお迎えまで自由遊び		
18:30	降園		

※ 離乳食、食物アレルギー対応食を提供し除去食の配慮もします。

(5) 年間行事計画

月	行 事
4月	入園・進級の会 内科検診① 避難訓練 誕生会
5月	避難訓練 誕生会
6月	ファミリーデー 歯科検診 個人懇談 避難訓練 不審者対応訓練 誕生会
7月	水遊び セタ会 避難訓練 誕生会
8月	水遊び 夏祭り 避難訓練 誕生会
9月	避難訓練 誕生会
10月	ハロウィン会 避難訓練 誕生会
11月	内科検診② 避難訓練 不審者対応訓練 誕生会
12月	クリスマス会 大掃除 避難訓練 誕生会
1月	避難訓練 誕生会
2月	節分会 個人懇談（希望制） 避難訓練 誕生会
3月	お別れ遠足 お別れ会 避難訓練 誕生会

- ※ 毎月身体測定、避難訓練、緊急時対応訓練を実施します。
- ※ 在園する園児の誕生月に誕生会を行います。
- ※ その他リトミック、運動教室、英語タイム、食育活動などがあります。
- ※ 年に一度保育参加を行う予定です。

(6) 給食の提供

- ・卵・乳フリーの献立を立てて自園調理しています。
- ・卵・乳以外のアレルギーをお持ちのお子様は、お弁当を持参していただくこともあります。

**第11 利用料金**

当施設の保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料（利用者負担金）を支払うものとする。

2 当施設は、保育の提供における便宜に要する費用のうち、以下に掲げる費用の支払を受けるものとする。

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
おむつに係る費用 (希望者のみ)	おむつ代及びおむつ処分費用 (手ぶら保育実施のため)	月額 1,600円 (0.1歳児) 月額 1,100円 (2歳児)
えんフォト	日々の活動写真 (希望者のみ)	購入枚数によって異なります

延長保育に係る保育料（利用者負担）

区分	月額	日額	
保育標準時間	1,800 円	200 円	
保育短時間		保育標準時間内	あわせて 200 円
		保育標準時間外	30 分あたり 200 円

※但し、保育料の区分において「A」「B0」階層の児童は免除

## 第 1 2 利用の終了に関する事項

施設は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が満 3 歳に達する日の属する年度の末日
- (2) 保護者から利用契約の解約の申し出があったとき
- (3) 法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 第 1 3 緊急時等の対応方法

- (1) 医療機関

利用乳幼児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。

医療機関の名称	恒川医院
医師名	恒川 明久
所在地	岐阜県各務原市鵜沼南町 5 丁目 3 6 番地
電話番号	0 5 8 - 3 8 4 - 0 0 4 7

- (2) 災害共済給付制度への加入

当事業所では、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しております。

項目	日本スポーツ振興センター
内容、負担を求める理由及び目的	災害給付
金額／年	3 0 0 円

## 第14 非常災害対策

### 「各務原市」に「特別警報」又は「暴風警報が」発令された場合

暴風警報発令時	・ 保育を中止し、速やかにお迎えの連絡をする
避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告、避難指示(緊急) 特別警報発令時	・ 警戒レベル3で避難準備・高齢者等避難開始 ・ 警戒レベル4で避難勧告、避難指示（緊急） ・ 特別警報発令時は自宅待機
南海トラフ地震に関連する 情報（臨時）	・ マグニチュード8以上 あらかじめ避難する ・ マグニチュード7以上 自主的に避難する
避難訓練	・ 避難訓練 ・ 不審者対応訓練
非常災害用備蓄	・ 飲料水（12L）、非常食（1食/人） ・ 救急箱、おむつ

## 第15 防犯、事故防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、防犯カメラの設置をしております。

## 第16 虐待の防止のための措置

当施設は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

## 第17 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当事業所苦情相談窓口	苦情解決責任者 代表取締役 星山 泰伸 苦情受付担当者 管理者 江後 里華 電 話 058-216-7330 FAX 058-216-7331 <受付> 9:00～12:00 13:00～17:00 (土曜日、日曜日及び祝日、年末年始を除く)  第三者委員 林 眞壽美 相談されたい場合は連絡先をお伝えします
------------	--

※この重要事項説明書の内容は、令和8年4月現在の情報です。